

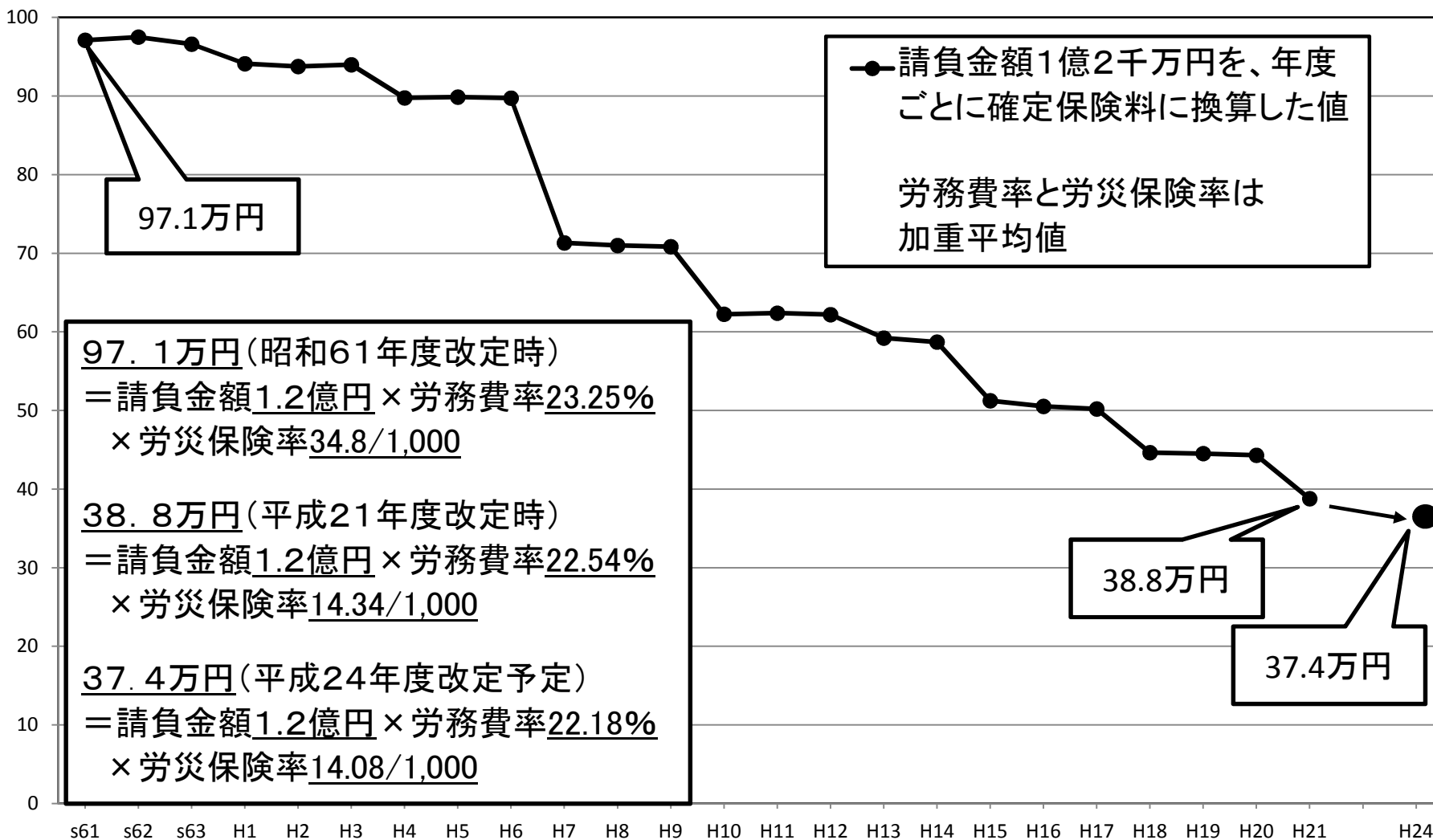
メリット制の改正(案)

建設事業	現行		改正後	
	メリット制の対象となる要件	増減幅	メリット制の対象となる要件	増減幅
大規模な建設工事 (単独有期事業)	建設工事の確定保険料が100万円以上 又は 請負金額が1.2億円以上	±40%	建設工事の確定保険料が 40万円以上 又は 請負金額が1.2億円以上	±40%
中小規模の工事をまとめて 一つの事業としている場合 (一括有期事業)	年間の確定保険料が 合計100万円以上	±40%	年間の確定保険料が 合計100万円以上	±40%
			年間の確定保険料が合計 <u>40万円以上100万円未満</u>	<u>±30%</u>

立木伐採事業	現行		改正後	
	メリット制の対象となる要件	増減幅	メリット制の対象となる要件	増減幅
大規模な事業 (単独有期事業)	立木伐採事業の確定保険料が100万円以上 又は 素材生産量が1,000立方メートル以上	±35%	立木伐採事業の確定保険料が 40万円以上 又は素材生産量が1,000立方メートル以上	±35%
中小規模の事業をまとめて 一つの事業としている場合 (一括有期事業)	年間の確定保険料が 合計100万円以上	±35%	年間の確定保険料が合計100万円以上	±35%
			年間の確定保険料が合計 <u>40万円以上100万円未満</u>	<u>±30%</u>

昭和61年度～平成24年度 請負金額と確定保険料の関係

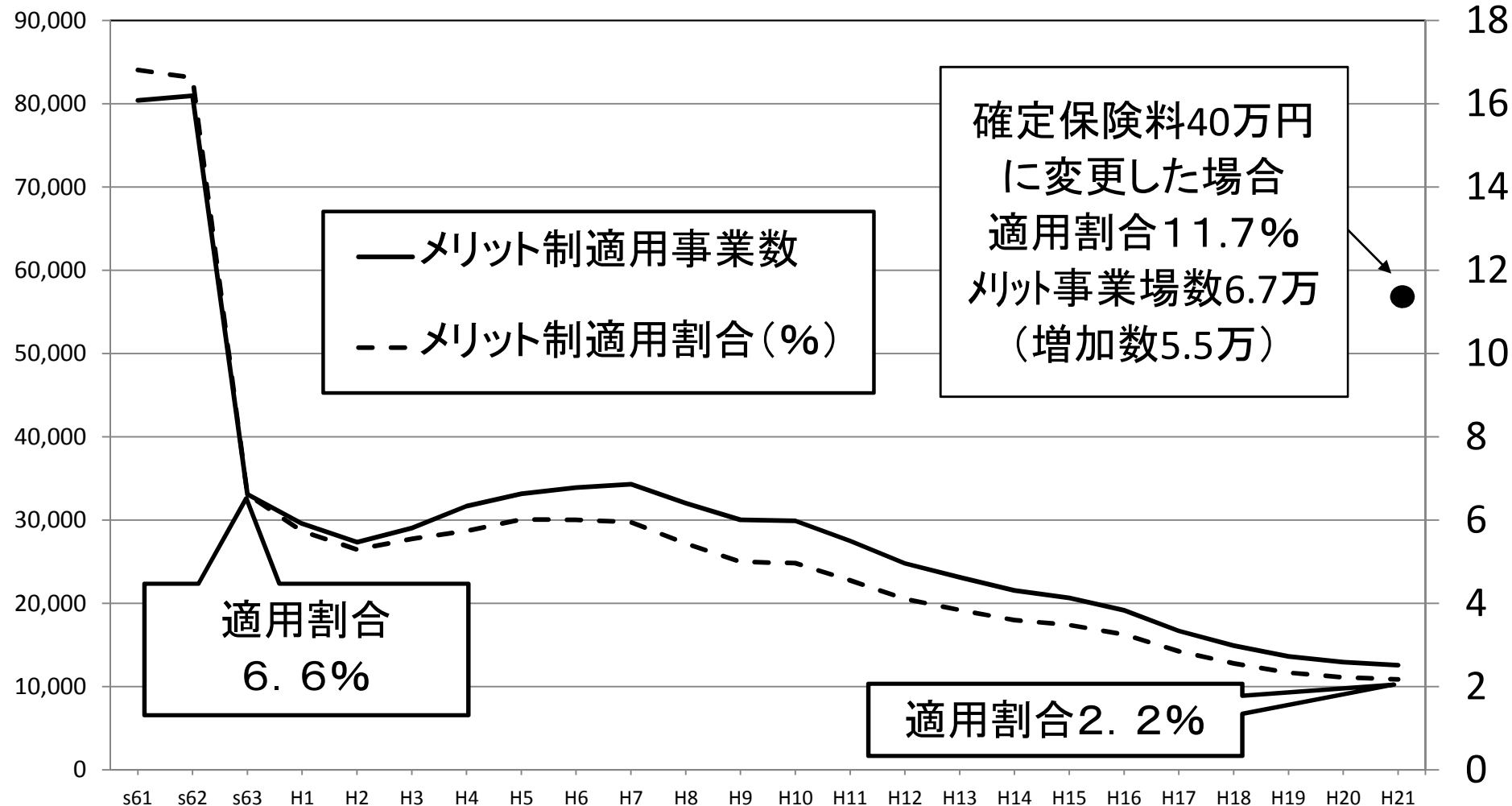
確定保険料
(万円)



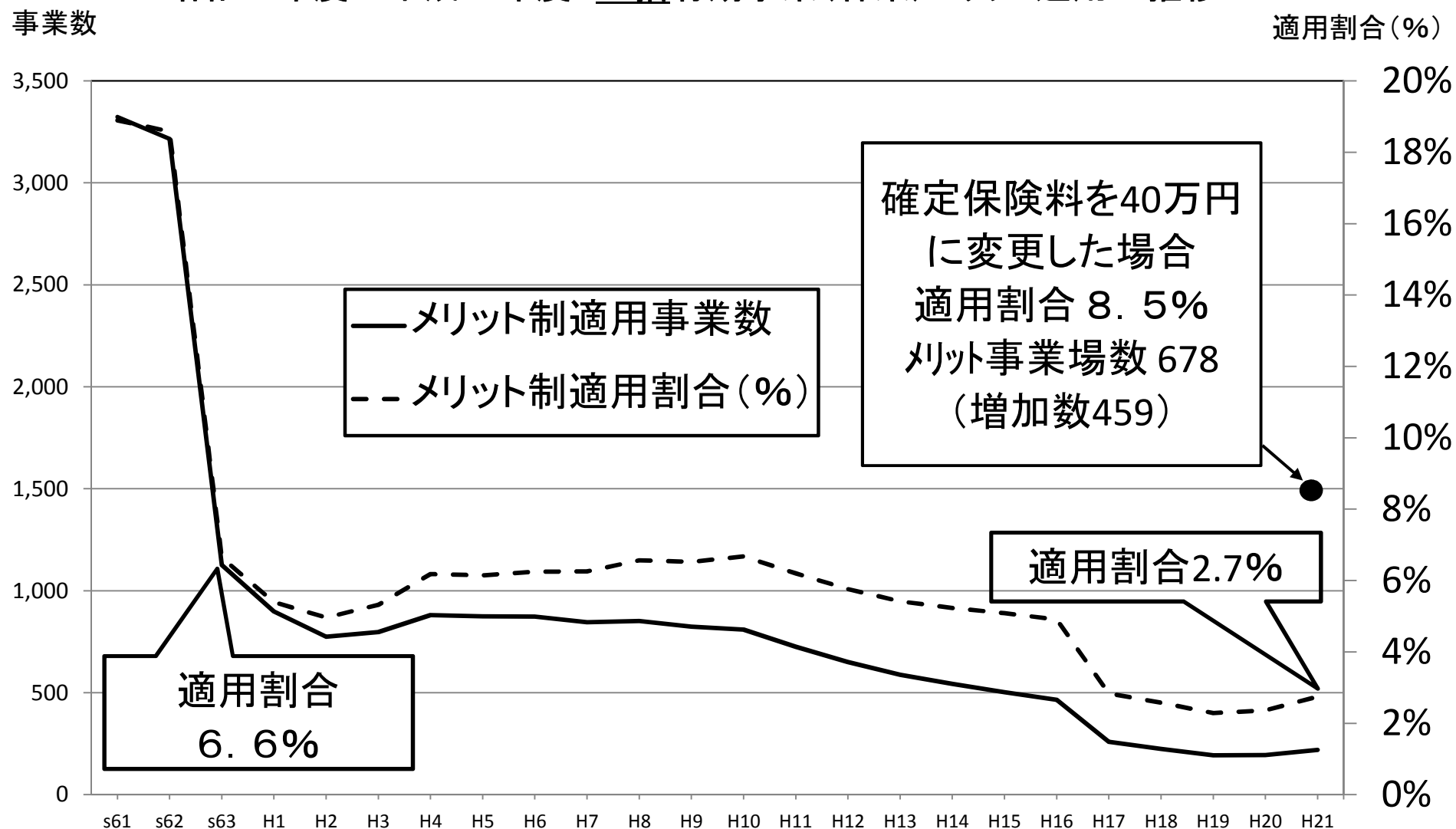
昭和61年度～平成21年度 一括有期事業(建設業)メリット適用の推移

事業数

適用割合(%)



昭和61年度～平成21年度 一括有期事業(林業)メリット適用の推移



特定疾病について

メリット制適用事業場の災害発生状況を適正に評価するため、通勤災害等の取扱いと同様に、一定の条件のもとに特定疾病にかかった者に係る保険給付の額及び特別支給金の額並びに遺族補償一時金及び遺族特別一時金を個別事業場の収支率算定式の分子たる保険給付の額及び特別支給金の額から除外することとしている。

この場合において、一定の条件のもとに**特定疾病にかかった者の範囲**は、有期的な性格を持つ事業及び日雇又は短期的な雇用形態の労働者に限るという観点から、事業場を転々移動する日雇又は短期間の就労を常態とする労働者を多数使用する事業に多発する特定の疾病であって、かつ、当該疾病の発症までに比較的長期間を要するものであるにもかかわらず最終事業場における従事歴が短期であるため、疾病の発生に係る責任を最終事業場に帰属させることが困難なものにかかった者とされている。

有期事業のメリット収支率

1 算定日を事業が終了した日から3か月を経過した日とする場合

$$\begin{aligned}
 & \left(\begin{array}{l} \text{事業が終了した日から3か月を経過} \\ \text{した日前における業務災害に関して支} \\ \text{払われた保険給付の額及び特別支給} \\ \text{金並びに特別遺族給付金の額} \\ \text{ただし、年金たる保険給付その他厚} \\ \text{生労働省令で定めるものは、その定め} \\ \text{るところによる} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{① 遺族補償一時金及び当該遺族補償一時金の受給者} \\ \text{に支払われる遺族特別一時金の額} \\ \text{② 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額} \\ \text{一時金の額} \\ \text{③ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額} \\ \text{④ 特定疾病にかかった者に対し支払われた保険給付の} \\ \text{額及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額} \end{array} \right) \\
 \text{メリット収支率} &= \frac{\quad}{\left(\begin{array}{l} \text{その事業の確定保険料の額(労災保険率から非業務災害率を減じた率} \\ \text{に应ずる部分の額)及び第1種特別加入保険料の額(第1種特別加入保険} \\ \text{料率から特別加入非業務災害率を減じた率に应ずる部分の額)} \end{array} \right) \times \text{第1種調整率}} \times 100
 \end{aligned}$$

2 算定日を事業が終了した日から9か月を経過した日とする場合

$$\begin{aligned}
 & \left(\begin{array}{l} \text{事業が終了した日から9か月を経過} \\ \text{した日前における業務災害に関して支} \\ \text{払われた保険給付の額及び特別支給} \\ \text{金並びに特別遺族給付金の額} \\ \text{ただし、年金たる保険給付その他厚} \\ \text{生労働省令で定めるものはその定め} \\ \text{るところによる} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{① 遺族補償一時金及び当該遺族補償一時金の受給者} \\ \text{に支払われる遺族特別一時金の額} \\ \text{② 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額} \\ \text{一時金の額} \\ \text{③ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額} \\ \text{④ 特定疾病にかかった者に対し支払われた保険給付の} \\ \text{額及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額} \end{array} \right) \\
 \text{メリット収支率} &= \frac{\quad}{\left(\begin{array}{l} \text{その事業の確定保険料の額(労災保険率から非業務災害率を減じた率} \\ \text{に应ずる部分の額)及び第1種特別加入保険料の額(第1種特別加入保険} \\ \text{料率から特別加入非業務災害率を減じた率に应ずる部分の額)} \end{array} \right) \times \text{第2種調整率}} \times 100
 \end{aligned}$$

特定疾病の範囲（現行）

疾 病	事業の種類	疾病にかかった者の範囲
非災害性腰痛	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業	事業主を異にする２以上の事業場において非災害性腰痛の発生のおそれのある業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該疾病の発生原因となった業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は２月以内の期間を定めて使用されたもの（２月を超えて使用されるのに至ったものを除く。）
振 動 障 害	林業又は建設の事業	事業主を異にする２以上の事業場において振動障害の発生のおそれのある業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該疾病の発生原因となった業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間（特定業務従事期間）が１年に満たないもの
じ ん 肺 症	建設の事業	事業主を異にする２以上の事業場においてじん肺症の発生のおそれのある業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該労働者について特定業務従事期間が３年に満たないもの
石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	建設の事業	事業主を異にする２以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該労働者について特定業務従事期間が肺がんにあつては１０年、中皮腫にあつては１年に満たないもの
	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業	事業主を異にする２以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該労働者について肺がん又は中皮腫の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は２月以内の期間を定めて使用され、又は使用されたもの（２月を超えて使用されるに至ったものを除く。）

（参考：労働保険徴収法施行規則第17条の２）

メリット制の特定疾病に「騒音性難聴」を追加することについて

特定疾病の取扱い

- メリット制では、一定期間に給付した全ての費用により、収支率を算定することが基本。
- 例外措置として、じん肺等の遅発性疾病は、収支率の算定から除外している。
- 除外理由は、転々と事業場を移動する労働者(＝転々労働者)に発症した遅発性疾病が、各々の事業場での有害因子のばく露によって発症することを基本として、最終の事業場での災害発生状況を適正に評価するためである。

特定疾病の種類

	非災害性腰痛	振動障害	じん肺	肺がん又は中皮腫	新設 騒音性難聴
事業の種類（有期的な性格を持つ事業）	港湾業	林業・建設業	建設業	建設業・港湾業	建設業
労働者の就労形態	日雇	転々労働者	転々労働者	転々労働者又は日雇	転々労働者

新規認定件数

事業の種類（有期的な性格を持つ事業）

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
非災害性腰痛	45	71	63	72	81
振動障害	317	308	315	251	267
じん肺症等	1,172	1,165	1,032	850	812
肺がん・中皮腫	715	1,784	1,002	1,062	1,016
騒音性難聴	377	314	374	295	276